



取るでしょ、 育休。



〔令和4年4月1日より順次施行〕

法改正により、男性の育休が取りやすくなります。

	New! 産後パパ育休 (出生時育児休業制度)	現行育休制度とは別に取得可能	現行育休制度
対象期間・取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで	+	原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで		原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能		原則分割不可(今回の改正で2回まで取得可能)
休業中の就業	育児休業中の就業可能(労使協定・個別の合意が必要)		原則就業不可

※産後パパ育休は、令和4年10月1日施行です。

企業や地域のイクメン・イクボス推進策も公開中! イクメンプロジェクトサイト | ikumen-project.mhlw.go.jp

